定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月一日

名古屋市熱田区金山町一丁目一二番二号

株式会社金山会館

代表取締役　新谷　永

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年七月一日

神戸市灘区篠原伯母野山町一丁目一番一―二一九号

ヤマト興業株式会社

代表取締役　辻部　廣

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告いたします。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

当社は新たに株主名簿を整備し、株主名簿の記載事項を記載した書面を交付することになりますので、当該書面をご希望の株主は当社までご請求ください。

平成二十三年七月一日

福岡県福岡市博多区住吉一丁目二番二五号

あずま都市企画株式会社

代表取締役　榎本　一彦

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年八月二日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年七月一日

北海道紋別郡湧別町曙町一二五番地

湧別小型運送株式会社

代表取締役　福原　裕二

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき代表取締役の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年八月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年七月一日

高知市石立町一五八番地

筒井紙業印刷株式会社

代表取締役　筒井　義樹

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である久米保が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年七月一日

大阪市中央区安土町一丁目二番四号

QED Technologies Japan, Inc.

日本における代表者　久米　保

限定承認公告

本籍大阪府寝屋川市打上高塚町二番、最後の住所大阪府寝屋川市打上高塚町二番一九号

被相続人　亡　西口　信綱

右被相続人は平成二十二年四月二十四日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月一日

大阪府寝屋川市打上高塚町二番一九号

相続財産管理人　西口　昭子

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市井辺一二三番地一二、最後の住所和歌山市井辺一二三番地

被相続人　亡　森下　正春

右被相続人は平成二十三年一月十七日死亡し、その相続人は平成二十三年六月二十三日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年七月一日

和歌山県和歌山市井辺一二三番地

限定承認者　森下志津代

自己株式取得事項の通知公告

当社は、自己株式の取得につき、平成二十三年六月二十四日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、取得する株式の数　一、〇〇〇、〇〇〇株

二、株式一株を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金五〇、〇〇〇、〇〇〇円

三、株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額　金五〇、〇〇〇、〇〇〇円

四、株式の譲渡しの申込みの期日　平成二十三年十一月三十日

平成二十三年七月一日

大阪市中央区備後町三丁目三番一一号

小泉産業株式会社

代表取締役社長　梅田　照幸

金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年七月三十一日をもって第二種金融商品取引業及び投資助言業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年七月一日

東京都品川区東五反田三丁目六番九―一〇二号

シーズンズ・コンサルティング株式会社

代表取締役　木原　信也

第一種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年八月一日をもって第一種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十三年七月一日

東京都渋谷区渋谷一丁目八番七号

株式会社i―best Financial

代表取締役　石松　幸友

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五十二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十三年六月二十二日付官報の号外第百三十二号百二十二頁に掲載されています。

平成二十三年七月一日

東京都中央区日本橋室町三丁目一番二〇号

新三郷デベロップメント・スリー特定目的会社

取締役　須貝　信

訂正公告

平成二十三年六月二十日（号外第一二九号）掲載の西大阪高速鉄道株式会社第十期決算公告（枠組）中、株主資本「16,582,715」とあるは「16,852,715」の誤りにつき訂正します。

平成二十三年七月一日

扱　店

取消公告

平成二十三年六月二十七日（号外第一三六号）掲載の第十一期決算公告（枠組）は取消します。

平成二十三年七月一日

大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

栗建サービス株式会社

取締役社長　中　潤也

取消公告

平成二十三年六月二十七日（号外第一三六号）掲載の合併公告及び甲、乙、丙に係る決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十三年七月一日

大阪市福島区鷺洲五丁目一番四号

（甲）株式会社ＨＡＳＳＩＮ

代表取締役　里　良太

大阪市福島区鷺洲五丁目一番四号

（乙）株式会社ＨＡＳＳＩＮ　ＴＯＫＹＯ

代表取締役　市口　元樹

大阪市福島区鷺洲五丁目一番四号

（丙）株式会社ＨＡＳＳＩＮ　ＯＳＡＫＡ

代表取締役　里　良太

大阪市福島区鷺洲五丁目一番四号

（丁）株式会社ＭＡＴＳＵＳＨＩＮ

代表取締役　松田　真一

正　誤

ページ	段	行	誤	正

平成二十三年六月二十八日（号外第百三十八号）掲載の株式会社ルミネウィングに係る第二十四期決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

一四九	三	枠中	代表取締役　白川　和雄	代表取締役社長　白川　和雄

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　七月一日付第一四四号三二四六号二二四ページ●同日

ページ●同日付第一四五号五九二ページ●同日付第一付政府調達第一二二号八八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二三円）　（配送料別）